

国 道 政 第 2 3 号
平成13年7月31日

殿

国土交通省道路局



軌道法等に係る審査基準及び標準処理期間について

標記については、「軌道法等に係る審査基準及び標準処理期間について」(平成8年3月1日付け鉄線第74号及び建設省道政発第34号)により軌道法等に係る審査基準及び標準処理期間を示していたところであるが、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年法律第68号)及び「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)の施行を踏まえ、この基準等について見直しを行い、別表のとおり整理したので、今後はこれに従い、法令の運用を行うこととされたい。

従って、本通達の施行に伴い、「軌道法等に係る審査基準及び標準処理期間について」(平成8年3月1日付け鉄線第74号及び建設省道政発第34号)は廃止する。(なお、廃止については鉄道局の了承を得ている。)

また、各都道府県知事におかれましては、本通達に掲げる許可等のうち、都道府県知事を經由して申請すべきものとされているものの申請書(工事施行の認可及び鉄道線路の道路への敷設許可に係るものを除く。)を受理したときは、7月～14日以内に国土交通大臣に進達するよう努められたい。なお、この期間は本通達に定める標準処理期間の内数とする。

今回、定めた事項については、行政手続法(平成5年法律第88号)の趣旨を踏まえ公にするものとし、軌道経営者等に対し、十分周知を図られたい。

(備 考)

1. 別表及び別紙において、以下の左に掲げる法令は、それぞれ右に掲げる各法令を指すものとする。

軌道法 軌道法(大正10年法律第76号)

軌道法施行令 軌道法施行令(昭和28年政令第258号)

軌道法施行規則 軌道法施行規則(大正12年内務・鉄道省令)

軌道建設規程 軌道建設規程(大正12年内務・鉄道省令)

無軌条電車建設規則 無軌条電車建設規則(昭和25年運輸省・建設省令第1号)

軌道運転規則 軌道運転規則(昭和29年運輸省令第22号)

無軌条電車運転規則 無軌条電車運転規則(昭和25年運輸省令第92号)

鉄道事業法 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)

環境影響評価法 環境影響評価法(平成9年法律第81号)

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年法律第68号)

2. 別表中の審査基準の欄の〔 〕は審査の基準が既に法令などで明確になっているもので主なものを挙げた。

別表

【軌道法】

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
工事施行の認可	第5条第1項	①②③ (別紙) 及び (軌道建設規程、軌道運輸規則、無軌条留車建設規則、無軌条電車運輸規則)	10箇月 (ただし本省での標準処理期間は5箇月)
工事施行の認可の申請期間の伸長の決定	第5条第2項	工事施行の認可を申請すべき期限内に申請がでないことにつき、その理由が正当であると認められるものであること。 (法文上に明記)	1箇月
工事着手、竣工期限の延伸の決定	第7条第2項 (第5条第2項準用)		2箇月

【軌道法施行令】

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
線路又は工事方法等の記載事項の変更の認可	第6条第1項	①②③ (別紙) 及び (軌道建設規程、軌道運輸規則、無軌条留車建設規則、無軌条電車運輸規則)	4箇月

【軌道法施行規則】

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
車両設計の認可	第13条ノ2	② (別紙) 及び (法文上に明記)	4箇月

【鉄道事業法】

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
鉄道幹線の道路への敷設許可	第61条第1項 ただし書	1 道路に敷設するやむを得ない理由があること。 2 申請に係る鉄道幹線が敷設される道路の道路管理者の同意を得ていること。 3 道路に敷設する路線が道路管理上交渉を及ぼさないものであること。 具体的には次のような観点から審査を行う。 ① 道路計画、地下利用計画その他諸計画に支障を及ぼさないものであること。 ② 道路管理者が行う工事との調整が図られていること (費用負担及び将来計画を含む)。 ③ 道路交通への影響の低減について検討された工事方法であること。 ④ 道路に敷設する鉄道施設が必要最小限なものであること。 ⑤ 取及びその周辺の整備計画が適切であること。	10箇月 (ただし本省での標準処理期間は5箇月)

別紙

① 環境影響評価法関係

環境影響評価法第33条第1項(環境影響評価法第33条第1項の規定により、乗換の保全の配
慮についての審査を行う場合に限る。)

② 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律関係

「移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準について」(平成1
2年運輸省・建設省令第10号)
(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第5条第1
項の規定により、基準適合性審査を行う場合に限る。)

③ 工事関係

地下鉄道の火災対策の基準について(昭和50年1月30日付総務省令第49号の2、昭和50年1
月30日付建設省令第11号)
地下鉄道の火災対策の基準の取扱いについて(昭和50年2月14日付国土第9号、昭和50年
2月14日付建設省令第17号)